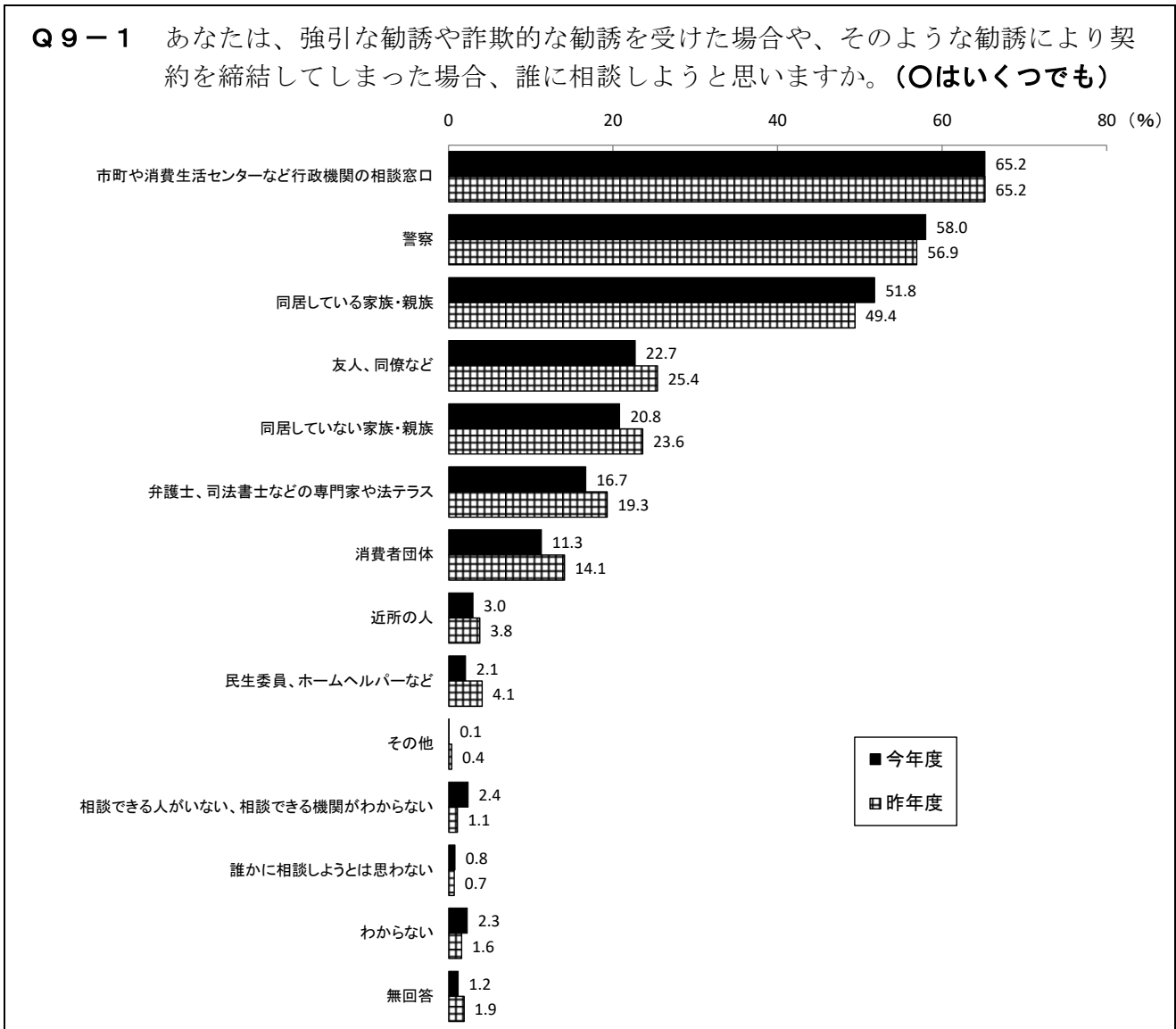


9. 消費生活に関することについて

9-1. 被害を受けた時の相談相手



被害を受けた時の相談相手について、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が65.2%と最も高く、次いで「警察」が58.0%、「同居している家族・親族」が51.8%の順となっている。昨年度と比較すると、「同居している家族・親族」が2.4ポイント上昇し、「同居していない家族・親族」、「消費者団体」が2.8ポイント、「友人、同僚など」が2.7ポイント、「弁護士、司法書士などの専門家や法テラス」が2.6ポイントそれぞれ低下している。